



すので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2022年7月20日(水) までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	ブータン／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種 : 特になし

#### 6. 業務の背景

ブータン王国は、国民総幸福量(Gross National Happiness : GNH)指数という国際的にも稀有な開発指標を掲げる国であり、国民の Well-Being や伝統的な文化を維持しつつ、多様な地理的・気候的条件を活用した電力事業や観光業などを中心に発展してきた国である。一方、伝統的な農業等に従事することを避ける若年層(15歳~24歳)の失業率は15.7パーセント(2018年のブータン国全体の失業率は3.4パーセント)と高く、社会問題として認識されている。こうした状況を踏まえてブータン政府は「21世紀経済ロードマップ」の策定に着手し、技術革新を基軸とした経済社会発展を目指している。昨年度実施した「デジタル振興政策支援に係る情報収集・確認調査」

にて、ブータンの独自性を活かしつつ、国際競争力を有するブータン企業の育成や外国の企業・研究機関の投資を誘致可能性のある事業の1つとして医療・健康データ活用事業が検討され、同国から技術協力プロジェクトの要請が提出された。

ブータンの医療課題は、医療施設へのアクセスが脆弱であること、医療人材・技術の不足である。医療サービスは無償で提供されているものの、山岳部では基礎医療へのアクセスも困難である。国内で治療できない症例は、政府負担でインドの病院へ搬送されるが、非感染性疾患（NCD）の増加や今後高齢化の進行も見込まれることから、医療費の増加が懸念されている。そこで、医療分野へ民間セクターの参加を促進し無償提供からの転換を図ることなど、健康に対する意識変革が望まれている。

医療システムの整備及び普及状況は、途上である。電子医療記録（EMR）および電子健康記録（EHR）については、2018年に「National e-Health Strategy and Action Plan」が発表され、ePIS（電子患者情報システム：electronic Patient Information System）の全国導入が計画推進されていたが、COVID-19の影響により開発と導入が遅れ、診断記録は依然紙媒体で保管されている。一方で、COVID-19流行中にMoH（保健省：Ministry of Health）によって、隔離中の人々の状態をモニターする「DrukTrace」アプリや患者の症状をモニタリングする「Stay Home Bhutan」アプリが導入され、個人の健康情報を記録し管理するPersonal Health Record（PHR）サービスの素地ができつつある。これらの医療・健康データに加え、生体試料およびゲノム情報等を収集するバイオバンクの情報を一元的に管理し活用できる基盤を構築することができれば、世界でも稀な国家レベルの医療・健康統合データベースとして、医学・薬学研究やヘルスケア、ライフサイエンス領域の各種サービスの研究開発、さらにはエビデンスに基づく政策立案（EBPM）が期待される。医療・健康データの統合的管理と活用によって、国民の健康向上や自律的な保健医療体制が実現するだけでなく、医療関連産業の育成や海外からの投融資による新たな産業育成の可能性から、就業機会の創出も期待される。

JICAは本プロジェクトの実施に向けて情報システム構築の概念設計に該当する詳細計画策定調査を約1年かけて実施することを想定しており、同調査の実現可能性及びスコープを定めるために必要な情報を収集・分析することを目的として、本基本計画策定調査を実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の

上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野の観点から協力計画の策定に必要な調査項目の洗い出し等を行うとともに、評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2022年8月上旬）（現地での隔離期間中に実施する業務を含む）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を確認する。
- ② ブータン側関係機関や他ドナー等に対するプレゼンテーション資料（案）（英文）を総括および協力企画団員の指示に従い作成・編集する。その際、並行して準備作業を他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成したプレゼンテーション資料（案）も含めた全体の取り纏めに協力する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を総括および協力企画団員の指示に従い作成・編集する。なお、当該PDMは技術協力プロジェクト全体を対象とするが、情報システム構築のための概念設計に係る検討事項についてはプロジェクト開始1年間で行われる詳細計画策定調査にて検討する項目があるため、JICAガバナンス・平和構築部と協議の上、詳細計画策定調査で見直される前提で基本計画策定調査段階の素案として作成する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（2022年8月上旬～2022年8月下旬）

- ① JICA ブータン事務所等との打合せに参加する。
- ② ブータン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順・下記③で回付する質問票等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 既に入手済の情報は除外した上で、以下の項目のうち情報が不足している項目について質問票を作成し、また他団員からの質問項目を取り纏め、先方へ回付を行う。またその回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織

- (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
- (b) 人員体制
- (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
- (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（UNDP、NGO等）の活動動向、連携の可能性

- ④ 本プロジェクトにおいて解決すべき課題を具体化し、解決のアプローチを複数検討し、プロジェクト全体の方向性および詳細計画策定調査における検討項目を確認するために、ワークショップを開催する。またワークショップにおいて、ファシリテーターとして関係者間の認識合意を支援する。

ワークショップの開催においては、以下の業務を想定する。

（受注者による業務範囲）

- ・ 協議用プレゼンテーション資料の作成・修正（英語）（※国内準備期間に作成するもの）
- ・ 当日資料の印刷・準備
- ・ 会場の事前確認
- ・ 当日のファシリテーションの実施
- ・ 結果報告の作成

（JICAにて手配を実施）

- ・ 参加対象者の抽出及び招待上の送付
- ・ 参加者名簿の作成
- ・ 参加有無のフォローアップ
- ・ 会場、必要備品の手配
- ・ 交通費、日当の支払い（必要な場合のみ）

- ⑤ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））を他分野の団員とともに検討する。なお、プロジェクト開始時に開始する活動と、プロジェクト開始後詳細計画策定を行う事項については明確に分けて検討を行うこと。
- ⑥ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑦ R/D案を含むM/M案に関する実施機関への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAブータン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2022年8月下旬～2022年9月下旬）

- ① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる基本計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年9月22日(木)までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 事前評価表案
- ② 担当分野に係る基本計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒デリー⇒パロ⇒デリー⇒日本を標準とします。見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上してください。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 8 月 3 日～8 月 22 日を予定しており、JICA 団員と同一日程です（うち入国後 5 日間はブータンで必要な隔離期間であり、隔離期間中は遠隔による業務の実施を想定しています）。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 調査企画（JICA）

ウ) 協力企画（JICA）

エ) システム構築検討（JICA）

オ) 保健医療（JICA）

カ) データ法規制（JICA が別途契約するコンサルタント）

キ) 評価分析（本コンサルタント）

ク) 保健情報システム調査（JICA）

#### ③ 便宜供与内容

JICA ブータン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジしますが、事前に面談候補は指名いただくようお願いいたします。

カ) 執務スペースの提供：なし

### (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構ガバナンス・平和構築部 STI・DX 室代表アドレス ([gpgsd@jica.go.jp](mailto:gpgsd@jica.go.jp)) から配布します。配布を希望される方は代表アドレス宛てにメールをお送りください。

・「ブータン国 デジタル振興政策支援に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」および「ブータン国山岳地帯の人口小国における産業育成戦略に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・「ブータン国 全国総合開発計画 2030 策定プロジェクトファイナル・レポート和文要約」

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000041143>

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課

税とすることを想定しています。

- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上